

指定管理者からの暴力団排除のための取組み方針

仙 台 市
平成 2 0 年 7 月 9 日

公の施設の管理を行う指定管理者からの暴力団の排除については、これまでも必要に応じて宮城県警察と連携を図りながら対応することとしてきたが、新たに宮城県警察との間で「指定管理者から暴力団を排除するための連絡協調体制の確立に関する協定書」を締結するとともに、以下の取組みを行うこととし、指定管理者からの暴力団排除の徹底を図る。

1．指定管理者の募集及び選定段階における取組み

- (1) 「暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体」を申請資格の欠格条項として新たに募集要項に明記する。
- (2) 申請の際の添付書類として「役員名簿（監査役含む）」を求め、申請のあった団体が暴力団又はその構成員の統制下にあるかどうか必要に応じて宮城県警察に対して照会を行うとともに、統制下にあることが判明した場合は失格とする。
- (3) 各局の指定管理者選定委員会において選定された団体が、暴力団又はその構成員の統制下にあることが判明した場合は指定管理者の指定を行わない。

2．指定管理者として指定後の取組み

指定管理者との協定書に、「暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体」に該当することとなった場合を指定取消し等事由として新たに明記し、指定取消しなどの必要な措置を講じる。

(参考)

協定に基づく連絡調整体制等の内容について

<流れ>

(相談)

公の施設の担当課は、行財政改革課あて別紙1により照会する団体の役員名簿を提出する。

(照会)

行財政改革課が取りまとめた上、宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課あて照会する。

(団体情報の確認)

暴力団対策課において、仙台市から照会のあった団体について暴力団との関連を確認する。

(回答)

暴力団対策課は、暴力団との関連の有無について行財政改革課あて回答する。

(情報提供)

行財政改革課は、公の施設の担当課あて情報提供し、担当課は必要な措置を講じる。

また、指定管理者について暴力団に係る情報を得た場合はお互いに情報提供を行う。

<イメージ図>

